	航空自	衛	隊	仕	様	書					
仕様書の	内容による分類				役	務	仕	様	書		
種類	性質による分類				個	別	仕	様	書		
物品番号					仕	様	書	番	号		
			松基LPS-X00908								
品名		承	認	令	和	5	年	6	月	2	日
		作	成	令	和	5	年	6	月	1	日
件 名 		改	正	令	和		年		月		日
		作成隊等					松	島管制	訓隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊松島基地松島管制隊で使用する200kW発動発電機撤去について規定する。

- 2 役務に関する要求
- 2. 1 役務概要
- a) 発動発電機(既設)の撤去
- b) 補機電源用遮断器の更新(配電盤の施工を含む。)
- c) 補機電源用ケーブルの更新
- 2. 2 その他の要求
- a) 履行場所

航空自衛隊松島基地 (別紙第1のとおり)

b) 履行期限

令和5年9月25日

- d) 搬入及び撤去に必要な器材は、契約相手方が準備するものとする。
- e) 現場確認、撤去日時については、契約締結後速やかに監督官と調整するものとする。
- 3 役務内容
- 3.1 発動発電機(既設)撤去(別紙第2~第3のとおり。)
- a) 撤去名称、寸法、規格及び数量(東洋電機製造 E200-3OMT)

番号	名称	規格	数量	備考
1	200 k W発動発電機	H:1900×W:1400×D:3000	1台	6115-423-8777-5
2	発電機盤	H:2350×W:814×D:1600	1面	
3	直流電源装置	H:1600×W:650×D:600	一式	蓄電池含む。
4	ラジエータ (架台含む。)	H:1600×W:1180×D:940	一式	
5	消音器	直径:520長さ:1250	一式	

6	冷却水配管及び取付金具	一式	監督官と調整
7	排気配管及び取付金具	一式	監督官と調整
8	ミスト配管及び取付金具	一式	監督官と調整
9	燃料配管(一部残置)	一式	監督官と調整
10	各装置間の電気配線	一式	監督官と調整

b) 履行内容

- 1) 各装置の電気配線のうち、以下に示す電気配線については撤去しないものとする。
 - (1) 停電入力及び停電検出用ケーブル
 - (2) 接地線
 - (3) 発電機主回路ケーブル
 - (4) 室内送風機及び排風機のケーブル
 - (5) 通信ケーブル
- 2) 配管及びラジエータ撤去後の開口部には、雨水等が侵入しないよう適切に処置 をする。
- 3) 撤去する蓄電池については、監督官の指示する場所に集積する。
- 4) オイル及びクーラントの廃液は、官側で用意する廃油缶に入れ、監督官の指示する場所に集積する。
- 5) 支持材のあるものは、支持材も撤去する。
- 6) 撤去する各配管については、1.5m程度に切断し、数量が容易に確認出来るように仕分ける。
- 3.2 補機電源用遮断器の更新(配電盤の施工を含む) (別紙第4のとおり)
- a) 補機電源用遮断器の規格及び数量

	名称	規格	数量	備考
撤去	補機電源用遮断器	寺崎ノーヒューズブレーカー (MCCB2P 15A)	1個	冷却水ヒーター用
新設	補機電源用遮断器	寺崎ノーヒューズブレーカー (MCCB3P 20A~40A)	1個	同等品又は同等品以上 の規格を可とする。

b) 履行内容

- 1) 撤去及び新設は、事前に監督官と協議のうえ、実施するものとする。
- 2) 配電盤内の施工は、監督官の指示によるものとする。
- 3) 撤去前及び新設後にそれぞれ絶縁抵抗試験、電圧及び相回転の確認を実施するものとし、細部は監督官の指示によるものとする。

名

- 4) 絶縁抵抗測定、電圧及び相回転の結果については、試験成績書(様式任意)を提出する。
- 3.3 補機電源用ケーブルの更新(別紙第2のとおり)
- a) 補機電源用ケーブルの規格及び数量

	名称	規格	数量	備考
撤去	補機電源用ケーブル	EM600VCE/F (2芯) 3.5sp	35m	直流電源装置用
抓去	補機電源用ケーブル	EM600VCE/F (2芯) 3.5sp		
新設	補機電源用ケーブル	EM600VCE/F (3芯) 5.5sp	35m	同等品又は同等品以上 の規格を可とする。

b) 履行内容

- 1) 撤去及び新設は、事前に監督官と協議のうえ、実施するものとする。
- 2) 撤去前及び新設後にそれぞれ絶縁抵抗試験、電圧及び相回転の確認を実施するものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
- 3) 絶縁抵抗測定、電圧及び相回転の結果については、試験成績書(様式任意)を 提出する。
- 3. 4 撤去した発動発電機の運搬(別紙第1のとおり。)

撤去した発動発電機は撤去作業現場から約4km離れた撤去資材置場まで運搬する ものとする、細部は監督官の指示による。

- 4 その他の指示
- 4.1 基地内立ち入り

基地内立ち入りについては、松島基地規則に従うものとし、許可された場所以外に 立ち入る場合は、監督官に連絡のうえ許可を受けるものとする。

- a) 航空自衛隊松島基地電源局舎 (ASR) への立入名簿 (様式任意) は、監督官の 示す期日までに提出するものとする。
- b) 基地内への入門及び車両運行等基地内の行動は、監督官の指示による。
- 4. 2 安全管理

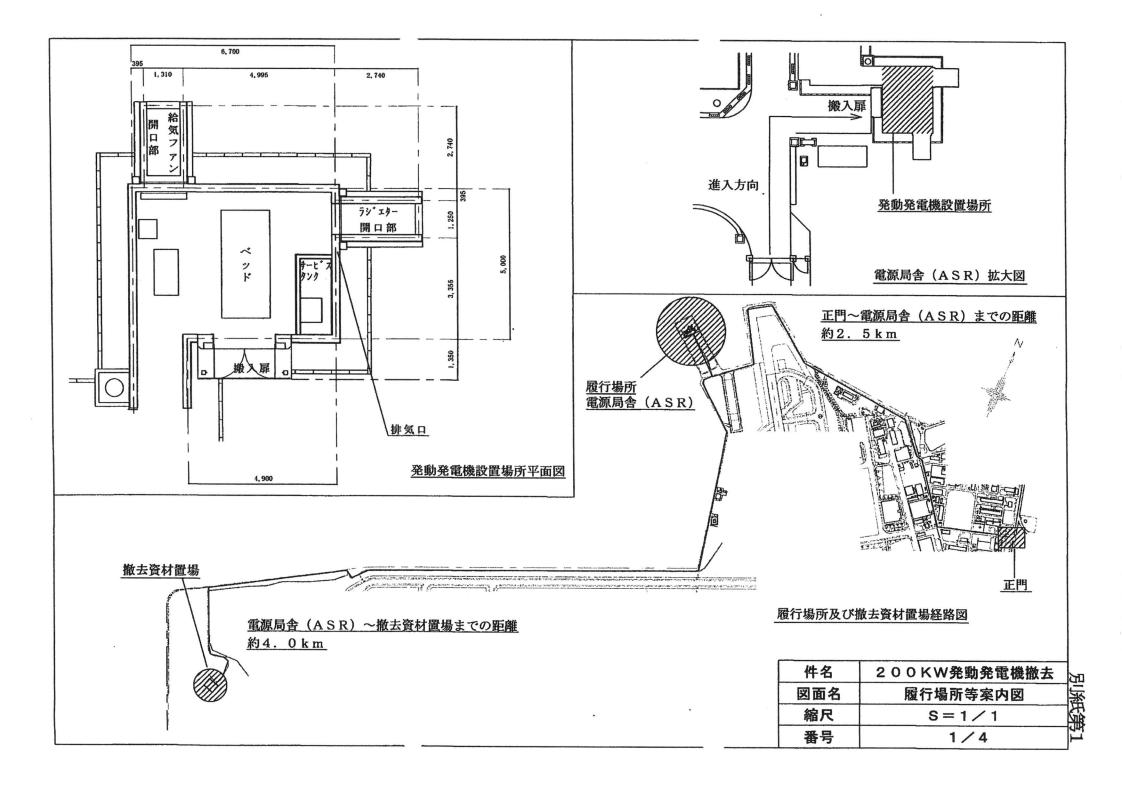
作業の安全に留意し、火災、盗難の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、直ちに監督官に報告し、事故処理に迅速に対応するものとする。

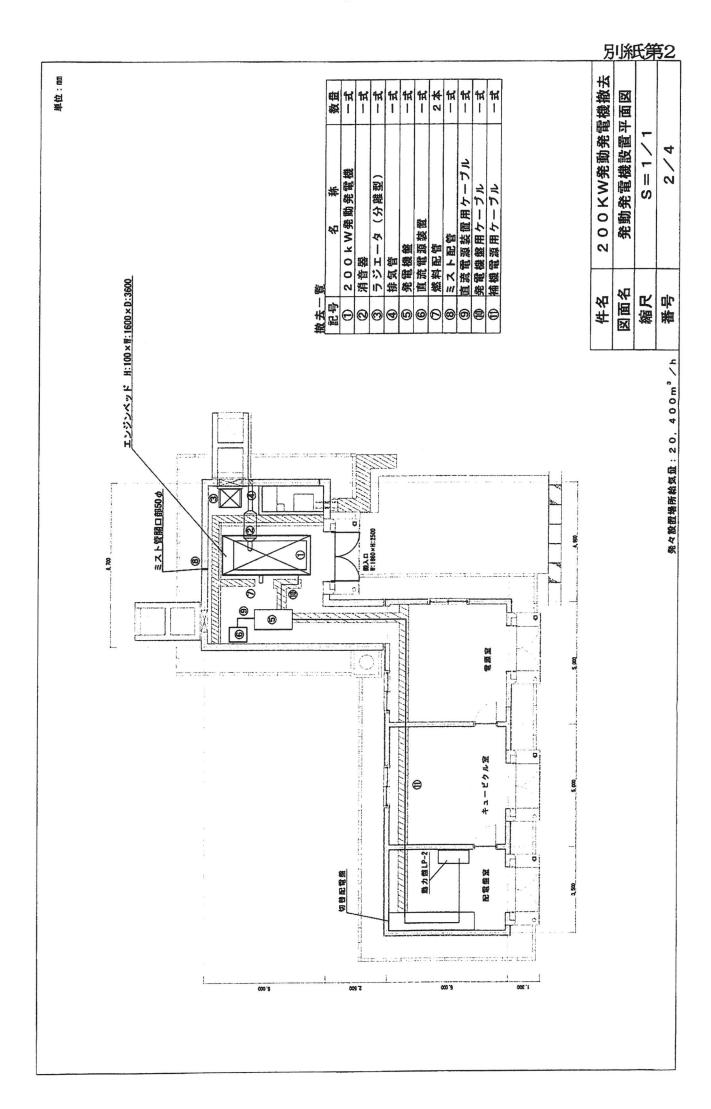
4.3 仕様書の疑義

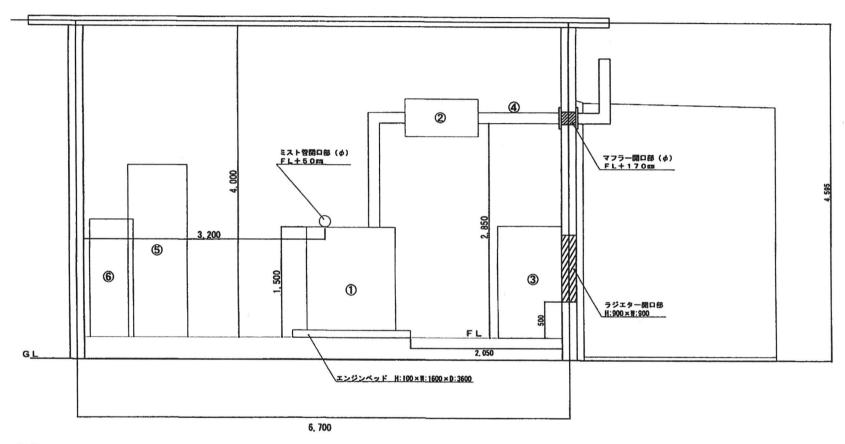
この仕様書及びこの仕様書に規定していない事項について、疑義がある場合は監督 官の指示に従うものとする。

4. 4 秘密保全

この契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報について、ほかに漏洩及び転用してはならない。



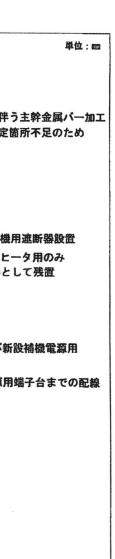




凡例

記号	名 称 数量	
1	200kW発動発電機	1 E A
2	消音器	1 E A
3	ラジェータ (分離型)	1 E A
4	排気管	1 E A
(5)	発電機盤	1 E A
6	直流電源装置	1 E A

件名	200KW発動発電機撤去
図面名	発動発電機立面図
縮尺	S=1/1
番号	3 / 4



4/4

番号

